

思いやり駐車区画の設置等に関する要綱

(目的)

第一条 この要綱は、公共的施設への思いやり駐車区画の設置及びその利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 公共的施設 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（平成十一年三重県条例第二号）第二条第三号に規定する公共的施設
- 二 思いやり駐車区画 車いす使用者用駐車区画が設けられた県内の公共的施設の駐車場において、施設管理者が、車いす使用者用駐車区画に次いで公共的施設の出入口に近い位置に設ける駐車区画

(思いやり駐車区画の設置)

第三条 思いやり駐車区画は、次の各号により設置するものとする。

- 一 公共的施設の出入口に近い位置に設け、利用者が安全に利用できるよう配慮するものとする。
- 二 区画幅は、自動車への乗降時に介助が必要な場合や、乳幼児の乗降等に配慮し、3 m程度とする。
- 三 別記に定めるマークを駐車区画内の地面に表示し、又は看板に表示するものとする。

(利用者の範囲)

第四条 思いやり駐車区画は、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を連れた人、けが人又は病人等で、長い距離を歩行することが困難な人又は安全のため公共的施設の出入口の近くに駐車する必要のある人とする。

(その他)

第五条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別記



附則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。